

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第4号）の一部を次のように改正し、2024年4月1日から施行する。なお、この公告の施行に伴い、第36条に係る改正のうち、旧様式のものとは当面の間使用することができる。

改正前（3月16日改正反映版）	改正後
<p style="text-align: center;">（前略）</p> <p>（通学定期乗車券の発売）</p> <p>第36条 指定学校の学生（第39条第1項第1号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。）、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。</p> <p>(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。）もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合</p> <p>(2) 100キロメートル以内の区間を乗車する場合</p> <p>(3) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合</p> <p>2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">（前略）</p> <p>（通学定期乗車券の発売）</p> <p>第36条 指定学校の学生（第39条第1項第1号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。）、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。</p> <p>(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。）もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合</p> <p>(2) 100キロメートル以内の区間を乗車する場合</p> <p>(3) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合</p> <p>2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。</p>

改正前 (3月16日改正反映版)

表

契印		
No _____ 通学証明書		
学校種別 又は指定番号	区分	
通学者の氏名・ 年齢及び性別	(才) <u>男女</u>	
通学者の居住地	電話 ()	
部科及び学年	部	科 学年(年次)
証明書番号		
通学区間	駅	駅間 経由
通学定期乗車券の有効期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日から	
通学証明書の有効期限	年 月 日まで	
証 明	_____年____月____日発行 学校所在地 _____ 学校名 _____ 学校代表者氏名 _____	
1 この証明書の有効期間は、発行の日から <u>上記の期限まで</u> (1箇月間) です。 2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入 (<u>性別は、当 該のものを○で囲む。</u>) してください。 3 この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については 通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用で きません。 下欄には、記入しないでください。		
年 月 日まで		
(発行 駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

12.5 cm

(裏無地)

- 備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校もより駅欄を印刷する。
 (2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で

18.2 cm

改正後

表

契印		
No _____ 通学証明書		
学校種別 又は指定番号	区分	
通学者の 氏名・年齢	(才)	
通学者の居住地	電話 ()	
部科及び学年	部	科 学年(年次)
証明書番号		
通学区間	駅	駅間 経由
通学定期乗車券の有効期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日から	
<u>卒業予定年月日</u>	年 月 日まで	
証 明	_____年____月____日発行 学校所在地 _____ 学校名 _____ 学校代表者氏名 _____	
1 この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。 2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入してください。 3 この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については 通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用で きません。 下欄には、記入しないでください。		
年 月 日まで		
(発行 駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

12.5 cm

(裏無地)

- 備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校もより駅欄を印刷する。
 (2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で

18.2 cm

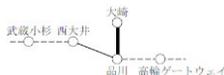
改正前（3月16日改正反映版）	改正後
<p>行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場と かっこ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定）</p> <p>第79条 第77条及び前条の規定にかかわらず、別表第2号イの6に掲げる東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、同表に定めるところにより特定の額を適用する。</p> <p>（新幹線の並行区間等における大人片道普通旅客運賃の特定）</p> <p>第80条 次の各号に掲げる新幹線の区間相互間を乗車する場合又はこれらの区間と新幹線以外の線区を連続して乗車する場合で、その発着となる駅が第78条第2項に規定する電車特定区間内にあるとき若しくは新神戸発着となるときの大人片道普通旅客運賃は、第77条の規定にかかわらず、第78条第1項の規定により計算した額又は第84条第2号に規定する額とする。ただし、京都・新大阪相互間及び京都・新神戸相互間については、前条に規定する特定額を適用するものとする。この場合、京都・新神戸相互間については、京都・神戸間の特定額とする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場と かっこ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（東京附近等の特定区間等における大人片道普通旅客運賃の特定）</p> <p>第79条 第77条及び前条の規定にかかわらず、別表第2号イの6に掲げる東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、同表に定めるところにより特定の額を適用する。</p> <p><u>2 第77条及び第81条の規定にかかわらず、第140条第1項第3号の規定により鉄道駅バリアフリー料金を収受する区間（以下「第140条第1項第3号規定区間」という。）内の駅相互間の普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）が、同一の発駅から同一の方向及び経路にある第140条第1項第3号規定区間外の駅までの普通旅客運賃と比較して、これよりも高額となる場合は、第140条第1項第3号規定区間外の駅までの普通旅客運賃のうち、最も低廉な額をもって、この区間の普通旅客運賃とする。</u></p> <p>（新幹線の並行区間等における大人片道普通旅客運賃の特定）</p> <p>第80条 次の各号に掲げる新幹線の区間相互間を乗車する場合又はこれらの区間と新幹線以外の線区を連続して乗車する場合で、その発着となる駅が第78条第2項に規定する電車特定区間内にあるとき若しくは新神戸発着となるときの大人片道普通旅客運賃は、第77条の規定にかかわらず、第78条第1項の規定により計算した額又は第84条第2号に規定する額とする。ただし、京都・新大阪相互間及び京都・新神戸相互間については、前条に規定する特定額を適用するものとする。この場合、京都・新神戸相互間については、京都・神戸間の特定額とする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>

改正前（3月16日改正反映版）	改正後
<p>(幹線内相互発着の大人定期旅客運賃の特定)</p> <p>第99条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第95条第1号イ及び第2号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 前号の規定にかかわらず、前号の特定額を適用する区間内の駅相互間の定期旅客運賃が、当該特定額適用区間の定期旅客運賃に比較して、これよりも高額となる場合は、当該特定額をもってこの区間の定期旅客運賃とする。</p> <p>(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の定期旅客運賃)</p> <p>第99条の2 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第96条若しくは第97条に規定した額又は第103条第1号若しくは第2号の規定により計算した額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「定期旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。</p>	<p>(幹線内相互発着<u>等</u>の大人定期旅客運賃の特定)</p> <p>第99条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第95条第1号イ及び第2号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 前号の規定にかかわらず、前号の特定額を適用する区間内の駅相互間の定期旅客運賃が、当該特定額適用区間の定期旅客運賃に比較して、これよりも高額となる場合は、当該特定額をもってこの区間の定期旅客運賃とする。</p> <p><u>2 第95条第1号イ及び第96条の規定にかかわらず、第140条第1項第3号規定区間内の駅相互間の大人通勤定期旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）が、同一の発駅から同一の方向及び経路にある第140条第1項第3号規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃と比較して、これよりも高額となる場合は、第140条第1項第3号規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃のうち、最も低廉な額をもって、この区間の大人通勤定期旅客運賃とする。</u></p> <p>(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の定期旅客運賃)</p> <p>第99条の2 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第95条、第96条若しくは第97条に規定した額又は第103条第1号若しくは第2号の規定により計算した額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「定期旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。</p>

改正前（3月16日改正反映版）	改正後
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)及び(二)以外の特別急行料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(二) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p>次に定める料金とする。ただし、別表第1号の7に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあっては、a又はbに定める指定席特急料金を500円を加算した額とする。</p> <p>a b以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(b) 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>(a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であって、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)及び(二)以外の特別急行料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(二) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p>次に定める料金とする。ただし、別表第1号の7に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあっては、a又はbに定める指定席特急料金を500円を加算した額とする。</p> <p>a b以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(b) 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>(a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間及び博多・佐賀間の停車駅相互間であって、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に発売するものにあつては、次表に定める料金とする。</p>

改正前（3月16日改正反映版）					改正後						
営業キロ 地帯	25キロメートル まで	50キロメートル まで	75キロメートル まで	100キロメートル まで	営業キロ 地帯	25キロメートル まで	50キロメートル まで	75キロメートル まで	100キロメートル まで	150キロメートル まで	
料 金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400	料 金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400	円 2,000	
<p>b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。 ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号及び特別急行列車 36 ぷらす 3 号に乗車する場合の特別急行料金を除く。</p> <p>(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び (b) に定める区間を除く。）のとき</p> <p>① 指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 600 円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間（25 km 以内の区間を除く。）であって、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、800 円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(鉄道駅バリアフリー料金)</p> <p>第 140 条 次の各号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。</p> <p>(1) 第 78 条第 2 項第 1 号に定める東京附近における電車特定区間及び第 80 条の規定を適用する区間（同条第 1 項第 1 号から第 4 号の区間にかかるものに限る。）</p> <p>(2) 第 78 条第 2 項第 2 号に定める大阪附近における電車特定区間及び第 80 条の</p>					<p>b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。 ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号及び特別急行列車 36 ぷらす 3 号に乗車する場合の特別急行料金を除く。</p> <p>(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び (b) に定める区間を除く。）のとき</p> <p>① 指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 600 円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間（25 km 以内の区間を除く。）であって、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に発売するものにあつては、800 円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(鉄道駅バリアフリー料金)</p> <p>第 140 条 次の各号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。</p> <p>(1) 第 78 条第 2 項第 1 号に定める東京附近における電車特定区間及び第 80 条の規定を適用する区間（同条第 1 項第 1 号から第 4 号の区間にかかるものに限る。）</p> <p>(2) 第 78 条第 2 項第 2 号に定める大阪附近における電車特定区間及び第 80 条の</p>						

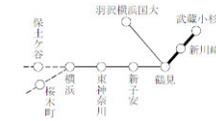
改正前（3月16日改正反映版）	改正後
<p>規定を適用する区間（同条第1項第5号から第10号及び同条第2項の区間にかかるものに限る。）</p> <p>2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合</p> <p>イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額 片道乗車あたり10円</p> <p>ロ 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額</p> <p>1 箇月 280円</p> <p>3 箇月 790円</p> <p>6 箇月 1,420円</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合</p> <p>イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額 片道乗車あたり10円</p> <p>ロ 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額</p> <p>1 箇月 300円</p> <p>3 箇月 900円</p> <p>6 箇月 1,800円</p> <p>(中略)</p> <p>(特定区間発着の場合のう回乗車)</p> <p>第160条 第70条第1項に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券又は普通回数乗車券を所持する旅客は、その区間内においては、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、う回して乗車することができる。ただし、別に定める場合を除き、う回乗車区間内では、途中下車をすることはできない。</p>	<p>規定を適用する区間（同条第1項第5号から第10号及び同条第2項の区間にかかるものに限る。）</p> <p><u>(3) 東海道本線（新幹線）中豊橋・岐阜羽島間、東海道本線中豊橋・大垣間、武豊線、中央本線中多治見・名古屋間、関西本線中名古屋・四日市間（ただし、対象区間のみを経由して乗車する場合に限る。）</u></p> <p>2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合</p> <p>イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額 片道乗車あたり10円</p> <p>ロ 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額</p> <p>1 箇月 280円</p> <p>3 箇月 790円</p> <p>6 箇月 1,420円</p> <p>(2) 前項第2号及び第3号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合</p> <p>イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額 片道乗車あたり10円</p> <p>ロ 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額</p> <p>1 箇月 300円</p> <p>3 箇月 900円</p> <p>6 箇月 1,800円</p> <p>(中略)</p> <p>(特定区間発着の場合のう回乗車)</p> <p>第160条 第70条第1項に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券又は普通回数乗車券を所持する旅客は、その区間内においては、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、う回して乗車することができる。ただし、別に定める場合を除き、う回乗車区間内では、途中下車をすることはできない。</p>

改正前（3月16日改正反映版）	改正後
<p>2 前項の規定にかかわらず、第70条に掲げる図の太線区間内の駅相互発着となる乗車券を所持する旅客は、東海道本線（新幹線）東京・品川間及び東北本線（新幹線）東京・上野間をう回して乗車することはできない。</p> <p>3 第70条に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券を所持する旅客が、第1項の規定によりう回乗車した場合において、そのう回中の途中駅に下車したときは、区間変更として取り扱う。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、第70条に掲げる図の太線区間内の駅相互発着となる乗車券を所持する旅客は、東海道本線（新幹線）東京・品川間及び東北本線（新幹線）東京・上野間をう回して乗車することはできない。</p> <p>3 第70条に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券を所持する旅客が、第1項の規定によりう回乗車した場合において、そのう回中の途中駅に下車したときは、区間変更として取り扱う。</p> <p><u>(特定の分岐区間に対する区間外乗車の特例)</u></p> <p><u>第160条の2 次の各号に掲げる各駅相互間発着（第157条第2項の規定により当該区間を乗車する場合を含む。）の乗車券を所持する旅客は、当該各号に定める区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であっても乗車することができる。</u></p> <p>(1) <u>西日暮里以遠（田端方面）の各駅と三河島以遠（南千住方面）の各駅との相互間</u> <u>日暮里・東京間（定期乗車券にあつては、特別車両定期乗車券を除くものとし、日暮里・上野間に限る。）</u></p>  <p>(2) <u>日暮里、鶯谷又は西日暮里以遠（田端方面）若しくは三河島以遠（南千住方面）の各駅と、尾久駅との相互間（特別車両定期乗車券を使用する旅客を除く。）</u> <u>日暮里・上野間及び鶯谷・上野間</u></p>  <p>(3) <u>西大井以遠（武蔵小杉方面）の各駅と品川以遠（高輪ゲートウェイ方面）の各駅との相互間</u> <u>品川・大崎間</u></p> 

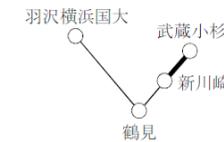
改正前 (3月16日改正反映版)

改正後

(4) 横浜以遠 (保土ヶ谷又は桜木町方面) の各駅と羽沢横浜国大駅との各駅相互間
鶴見・武蔵小杉間



(5) 新川崎駅と羽沢横浜国大駅との相互間
新川崎・武蔵小杉間



(6) 鶴見、新子安、東神奈川又は川崎以遠 (蒲田又は尻手方面)、国道以遠 (鶴見小野方面) 若しくは大口以遠 (菊名方面) の各駅と羽沢横浜国大駅との各駅相互間
鶴見・横浜間、新子安・横浜間、東神奈川・横浜間及び鶴見・武蔵小杉間

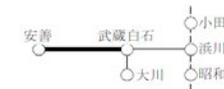


(7) 鶴見、新子安、東神奈川又は川崎以遠 (蒲田又は尻手方面)、国道以遠 (鶴見小野方面) 若しくは大口以遠 (菊名方面) の各駅と、新川崎、西大井又は武蔵小杉以遠 (武蔵中原又は向河原方面) の各駅との相互間

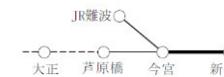


鶴見・横浜間、新子安・横浜間及び東神奈川・横浜間

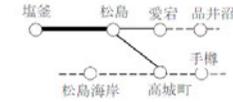
(8) 武蔵白石又は浜川崎以遠 (小田栄又は昭和方面) の各駅と、大川駅との相互間
武蔵白石・安善間



(9) 今宮又は芦原橋以遠 (大正方面) の各駅と、JR難波駅との相互間
今宮・新今宮間



(10) 松島又は愛宕以遠(品井沼方面)の各駅と高城町以遠(松島海岸又は手樽方面)の各駅との相互間



松島・塩釜間

(11) 宇多津以遠(丸亀方面)の各駅と児島以遠(上の町方面)の各駅との相互間(坂出以遠(八十場方面)の各駅と児島以遠(上の町方面)の各駅とに直通する列車に乗車する場合に限る。)



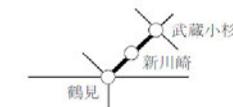
宇多津・坂出間

(特定都区市内等における折返し乗車の特例)

第160条の3 特定都区市内発若しくは着又は東京山手線内発若しくは着となる普通乗車券を所持する旅客は、列車に乗り継ぐため同区間内の一部が復乗となる場合は、当該区間について乗車することができる。

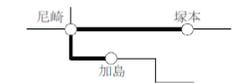
2 次の各号に掲げる第86条の規定により発売した特定都区市内発又は着の普通乗車券を所持する旅客は、当該各号に定める区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であっても乗車することができる。

(1) 第86条第2号の規定により発売した横浜市内発又は着の普通乗車券



鶴見・武蔵小杉間

(2) 同条第5号の規定により発売した大阪市内発又は着の普通乗車券



塚本・尼崎間及び加島・尼崎間

(3) 同条同号の規定により発売した大阪市内発又は着の普通乗車券



加美・久宝寺間及び新加美・久宝寺間

改正前（3月16日改正反映版）

改正後

（分岐駅通過列車に対する区間外乗車の特例）

第160条の4 次に掲げる区間の左方の駅を通過する列車に乗車するため、同駅から分岐する線区にまたがる乗車券を所持する（次に掲げる区間の左方の駅を通過する列車からの乗継を含む。）旅客（定期乗車券を所持する旅客を除く。）が、同区間に乗車する場合は、当該区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、乗車券面の区間外であっても乗車することができる。

東 釧 路 ・ 釧 路 間

新 旭 川 ・ 旭 川 間

白 石 ・ 札 幌 間

桑 園 ・ 札 幌 間

沼 ノ 端 ・ 苫 小 牧 間

川 部 ・ 弘 前 間

追 分 ・ 秋 田 間

羽 前 千 歳 ・ 山 形 間

北 山 形 ・ 山 形 間

安 積 永 盛 ・ 郡 山 間

余 目 ・ 酒 田 間

宮 内 ・ 長 岡 間

宝 積 寺 ・ 宇 都 宮 間

神 田 ・ 東 京 間

代 々 木 ・ 新 宿 間

新 前 橋 ・ 高 崎 間

倉 賀 野 ・ 高 崎 間

東 神 奈 川 ・ 横 浜 間

塩 尻 ・ 松 本 間

金 山 ・ 名 古 屋 間

近 江 塩 津 ・ 敦 賀 間

改正前（3月16日改正反映版）	改正後
	<p> <u>山 科・京 都間</u> <u>新 大 阪・大 阪間</u> <u>尼 崎・大 阪間</u> <u>東 岡 山・岡 山間</u> <u>倉 敷・岡 山間</u> <u>備 中 神 代・新 見間</u> <u>伯 耆 大 山・米 子間</u> <u>宇 多 津・丸 亀間</u> <u>多 度 津・丸 亀間</u> <u>池 谷・勝 瑞間</u> <u>佐 古・徳 島間</u> <u>佃 ・阿波池田間</u> <u>向 井 原・伊 予 市間</u> <u>北 宇 和 島・宇 和 島間</u> <u>海 田 市・広 島間</u> <u>横 川・広 島間</u> <u>幡 生・下 関間</u> <u>西 小 倉・小 倉間</u> <u>吉 塚・博 多間</u> <u>久 保 田・佐 賀間</u> <u>城 野・小 倉間</u> <u>浦 上・長 崎間</u> <u>宇 土・熊 本間</u> <u>田 吉・南 宮 崎間</u> </p> <p> <u>（注）西小倉・小倉間又は吉塚・博多間について、新幹線に乗車する場合の取扱いは別に定める。</u> </p> <p> <u>2 次に掲げる区間に限り、第 157 条第 2 項の規定により乗車中の場合は、前項に準じて当該区間について乗車券面の区間外であっても乗車することができる。</u> </p>

改正前（3月16日改正反映版）	改正後
	<p> <u>羽前千歳・山形間</u> <u>北山形・山形間</u> <u>宮内・長岡間</u> <u>神田・東京間</u> <u>代々木・新宿間</u> <u>新前橋・高崎間</u> <u>倉賀野・高崎間</u> <u>東神奈川・横浜間</u> <u>塩尻・松本間</u> <u>山科・京都間</u> <u>新大阪・大阪間</u> <u>尼崎・大阪間</u> <u>西小倉・小倉間</u> <u>吉塚・博多間</u> <u>城野・小倉間</u> </p> <p> <u>（海田市・広島間に係る区間外乗車の特例）</u> 第160条の5 <u>矢野以遠（坂方面）の各駅と三原以遠（糸崎方面）の各駅相互間を乗車する旅客が、新幹線に乗車（広島・東広島間を除く。）する場合は、第16条の2第2項の規定にかかわらず、三原・広島間を同一の線路とみなして、広島・海田市間のうち海田市駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であっても乗車することができる。</u> </p> <p> <u>（特定列車による折返し区間外乗車の特例）</u> 第160条の6 <u>次に掲げる区間を折り返して直通運転する列車に乗車する旅客は、当該区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であっても乗車することができる。</u> </p> <p> <u>白石・札幌間</u> </p>

改正前（3月16日改正反映版）	改正後
<p>(定期乗車券による急行列車等への乗車禁止)</p> <p>第161条 旅客は、別に定める場合を除き、定期乗車券を使用して、次の各号の列車又は車両に乗車することができない。</p> <p>(中略)</p>	<p><u>川部・弘前間</u> <u>北山形・山形間</u> <u>宮内・長岡間</u> <u>日暮里・上野間</u> <u>金山・名古屋間</u> <u>倉敷・岡山間</u> <u>備中神代・新見間</u> <u>宇多津・高松間</u> <u>長門市・仙崎間</u> <u>幡生・下関間</u> <u>西小倉・門司港間</u> <u>西小倉・小倉間</u> <u>江北・肥前浜間</u></p> <p>(特定列車によるう回乗車の取扱いの特例)</p> <p><u>第160条の7</u> 第70条の2第2項の規定により発売した乗車券を所持する旅客は、同条第1項各号に掲げる列車に乗車する場合に限り、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、同条第1項各号の規定の末尾に記載されたかつこ内の○印のない経路を当該列車によりう回して乗車することができる。ただし、う回乗車区間内においては、途中で下車することはできない。</p> <p><u>2</u> 前項の規定によるう回乗車中の旅客が、そのう回乗車区間において下車したときは、区間変更として取り扱う。</p> <p>(定期乗車券による急行列車等への乗車禁止)</p> <p>第161条 旅客は、別に定める場合を除き、定期乗車券を使用して、次の各号の列車又は車両に乗車することができない。</p> <p>(中略)</p>

改正前（3月16日改正反映版）	改正後
<p>（急行券の効力）</p> <p>第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車日、急行列車（未指定特急券にあつては、券面に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車）、旅客車、座席及び乗車区間（営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで）に限って乗車することができる。</p> <p>（中略）</p> <p>7 次の各号に掲げる各駅相互間内にある駅発又は着となる急行券（いずれも併用となるものを含む。）を所持する旅客は、次の各号の末尾に記載した経路をう回して乗車することができる。</p> <p>(1) 赤羽駅と品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅との相互間（池袋、大崎経由）</p> <p>(2) 品川駅と赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅との相互間（大崎、池袋経由）</p> <p>（未指定特急券の効力）</p> <p>第172条の2 未指定特急券を所持する旅客は、前条第1項の規定によるほか、乗車した列車に空席がある場合は座席を使用することができる。ただし、当該座席に有効な指定席特急券を所持する他の旅客が乗車した場合又は満席の場合は、立席の利用となる。</p> <p>（中略）</p>	<p>（急行券の効力）</p> <p>第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車日、急行列車（未指定特急券にあつては、券面に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車）、旅客車、座席及び乗車区間（営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで）に限って乗車することができる。</p> <p>（中略）</p> <p>7 次の各号に掲げる各駅相互間内にある駅発又は着となる急行券（いずれも併用となるものを含む。）を所持する旅客は、次の各号の末尾に記載した経路をう回して乗車することができる。</p> <p>(1) 赤羽駅と品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅との相互間（池袋、大崎経由）</p> <p>(2) 品川駅と赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅との相互間（大崎、池袋経由）</p> <p><u>（急行券の効力の特例）</u></p> <p><u>第172条の2 第160条の6の規定は、折返し区間に対する急行券の効力について準用する。</u></p> <p>（未指定特急券の効力）</p> <p>第172条の3 未指定特急券を所持する旅客は、第172条第1項の規定によるほか、乗車した列車に空席がある場合は座席を使用することができる。ただし、当該座席に有効な指定席特急券を所持する他の旅客が乗車した場合又は満席の場合は、立席の利用となる。</p> <p>（中略）</p>

改正前（3月16日改正反映版）	改正後								
<p>(特別車両券の効力)</p> <p>第175条 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>4 第172条第6項の規定は、特別車両券を所持する旅客がう回して乗車する場合に準用する。</p> <p>(指定特別車両券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い)</p> <p>第176条 第173条又は第174条の規定は、指定特別車両券によって指定駅から乗車しない場合又は特別車両券が無効となる場合に準用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(入場券の種類及び料金)</p> <p>第295条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p>イ ロ <u>及び</u>ハ以外の駅</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>大人</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>70円</td> </tr> </table> <p>ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅</p>	大人	150円	小児	70円	<p>(特別車両券の効力)</p> <p>第175条 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>4 第172条第6項の規定は、特別車両券を所持する旅客がう回して乗車する場合に準用する。</p> <p><u>(特別車両券の効力の特例)</u></p> <p><u>第175条の2 第160条の6の規定は、折返し区間に対する特別車両券の効力について準用する。</u></p> <p>(指定特別車両券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い)</p> <p>第176条 第173条又は第174条の規定は、指定特別車両券によって指定駅から乗車しない場合又は特別車両券が無効となる場合に準用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(入場券の種類及び料金)</p> <p>第295条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p>イ ロ <u>ハ及びニ</u>以外の駅</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>大人</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>70円</td> </tr> </table> <p>ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅</p>	大人	150円	小児	70円
大人	150円								
小児	70円								
大人	150円								
小児	70円								

改正前（3月16日改正反映版）		改正後	
大人	150円	大人	150円
小児	70円	小児	70円
ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅		ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅	
大人	140円	大人	140円
小児	70円	小児	70円
		<u>ニ 第140条第1項第3号規定区間内の各駅</u>	
		<u>大人</u>	<u>160円</u>
		<u>小児</u>	<u>80円</u>
(2) 定期入場券		(2) 定期入場券	
イ <u>ロ及びハ</u> 以外の駅		イ <u>ロ、ハ及びニ</u> 以外の駅	
大人	4,620円	大人	4,620円
小児	2,310円	小児	2,310円
ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅		ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅	
大人	4,280円	大人	4,280円
小児	2,140円	小児	2,140円
ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅		ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅	
大人	4,260円	大人	4,260円
小児	2,130円	小児	2,130円
		<u>ニ 第140条第1項第3号規定区間内の各駅</u>	
		<u>大人</u>	<u>4,920円</u>
		<u>小児</u>	<u>2,460円</u>
2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。		2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。	
(以下略)		(以下略)	